

いま、「派遣切り」などといわれるトヨタ・キヤノンなど大企業による労働者の解雇や雇い止めは、大きな社会問題となっていますが、全労連・通信労組がたたかっているNTT裁判は、労働契約における人間性の回復・確立が巨大企業においてどれだけ実現できるか、その試金石となる『人権裁判』となっており、企業の横暴を許すのか、それともこのような攻撃を跳ね返しわが国に働くルールを確立することが出来るのか、激しいせめぎあいとなっています。

労働者は自らがもっている労働力を、その人格と切り離して売ることができません。

労働者は、結婚している限り夫婦として生活をともにし、子どもを育てること。また、同居あるいは傍にいる年老いた両親と安らかな生活を送ること、仕事が終わればみずからの文化活動や地域社会の一員として、自己実現を図ること。これらは、憲法の人権尊重主義に基づく人格権あるいは幸福を追求する権利にほかなりません。

しかし、NTTではこの労働者の人格権が、破壊されてきました。

NTTリストラで単身赴任を強制された労働者は、生活ごと会社に取り上げられ、家族と顔を合わすこともできない、家族でありながら家族としての生活がないという意味では、より深刻な事態となってきました。

NTTグループ会社は、年間1兆円以上の経常利益を上げ、世界一のキャッシュフローを持つ会社でありながら、「儲けの極大化」を追求し、大企業としての社会的責任(CSR)はおろかコンプライアンス(法令順守)さえ無視してきました。

これに対してNTT裁判は、日本の巨大企業の中でこのような人間破壊の事態がまかり通っている事実を告発し、改善させ、人間らしく働ける、民主的で成熟した社会を日本に実現するたたかいかいでもあります。

全労連は、01年4月に提示された「NTTの11万人リストラ」に対し、闘争本部を設置して果敢にたたかってきました。NTTリストラは、11万人という史上空前の規模であり50歳という働き盛りの労働者の基本賃金を一律30%切り下げ、100%出資の地域子会社に再雇用させ、さらに再雇用労働者に過酷な業績目標を押しつけ、継続雇用者には必要のない異職種の広域配転などを強行するものであり、断じて許されるものではありません。

しかし、この間の全労連・通信労組のたたかいは、たたかえば要求が前進することを実証しています。それは、

1. 共闘会議などの力で裁判原告のうち半数をすでに地元職場へ戻したこと。
2. 2回のILOへの訴えで、ILOは日本政府とNTTに対し、「仕事をとるか、家庭をとるか」というような選択を迫ってはならないとの勧告をかちとり、さらに「育児・介護休業法」を改正させるという成果も得ました。
3. そして、先日大阪高裁では、長距離長時間通勤による負担として、肉体的・精神的、経済的負担だけでなく、自由時間の減少、地域や社会的活動上の不利益を認めるといふ、配転裁判としてはまさに画期的な判決となりました。

いま、東京の裁判が最高裁にあがり、今回静岡の裁判が東京高裁で争われるなかで、NTTリストラ反対闘争はまさに最代の山場を迎えることとなります。

全労連NTT闘争本部は、静岡の皆さんと共に、全力をあげてたたかい抜く決意を申し上げ連帯の挨拶といたします。